

請願・陳情の手引き

芦屋市議会事務局

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

TEL (0797) 38-2001

ホームページアドレス

<https://www.city.ashiya.lg.jp/shisei/shigikai>



1 請願・陳情とは

市民の皆さんがお困りになっていることや意見・要望を市政に反映させる方法として、市議会へ請願書や陳情書を提出する制度があります。

(1) 請願

請願は、日本国憲法第16条に認められた国民の権利の一つで、国や地方公共団体の機関に対して、誰でも市政に対する要望等を芦屋市議会議員の紹介により文書（書面）で提出することができます。

(2) 陳情

陳情とは、請願と同じような性格を持ち、様式等も請願書に準じるものですが、紹介議員を必要としないという点に違いがあります。

芦屋市議会に提出された陳情については、次のようなものは委員会審査を行わず、議長が確認するのみとなります。

【陳情の審査を行わない例】

- 明らかに市の事務に属さないもの
※「明らかに市の事務に属さないもの」とは、市の権限に属さない事項および市に所管する部署がない事項とする。
- 既に願意が達成されているもの、または、実現の見通しが明らかなもの
- 明らかに実現性のないもの
- 芦屋市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当するおそれがあるもの
- その他議会が関与することが適当でないと認められるもの

≪請願と陳情の違い≫

請願も陳情も要望等を述べるという点では趣旨は同じです。相違点としては、概ね次の3点です。

- ① 陳情は請願のように提出に当たって議員の紹介の必要がない。
- ② 請願書の提出にあたり、請願者は口頭陳述（趣旨の説明）ができる。
- ③ 陳情は請願のような審査まで至らない場合もある。



2 記載事項と提出について

(1) 記載事項

- ① 5の「請願書・陳情書記載例」を参考に必要事項を記載してください。請願書・陳情書ともにA4判、横書きです。
- ② 件名、願意、理由、提出日、宛名（芦屋市議会議長宛て）、提出者の住所および氏名（団体の方は代表者名等）を邦文（日本語）で記載してください。
なお、提出者の氏名には、署名または記名押印を必要とします。
- ③ 請願書には、芦屋市議会の紹介議員1人以上の署名または記名押印を必要とします。

(2) 提出について

- ① 請願者・陳情者が2人以上の場合は、代表者を決定してください。
- ② 芦屋市議会事務局へ1部提出してください。
- ③ 請願者は、代表者を含め2人まで委員会において5分程度、口頭陳述（趣旨の説明）ができます。口頭陳述を希望される場合は事務局にお申し出ください。
- ④ 請願書・陳情書はいつでも提出できますが、受付日によって審査が次の定例会になる場合があります。

現在、芦屋市議会では定例会を年4回（3月・6月・9月・12月）開催していますが、請願・陳情を審査してほしい定例会が決まっている場合は、その定例会の開会日（本会議初日）の前々日の午後5時までに、芦屋市議会事務局まで持参または郵送（必着）でご提出ください。

なお、請願の場合は、定例会開会日後であっても、提出時期によってはその定例会中の審査が可能です。

(3) 提出先について

芦屋市議会事務局

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所南館3階
電話番号 0797-38-2001

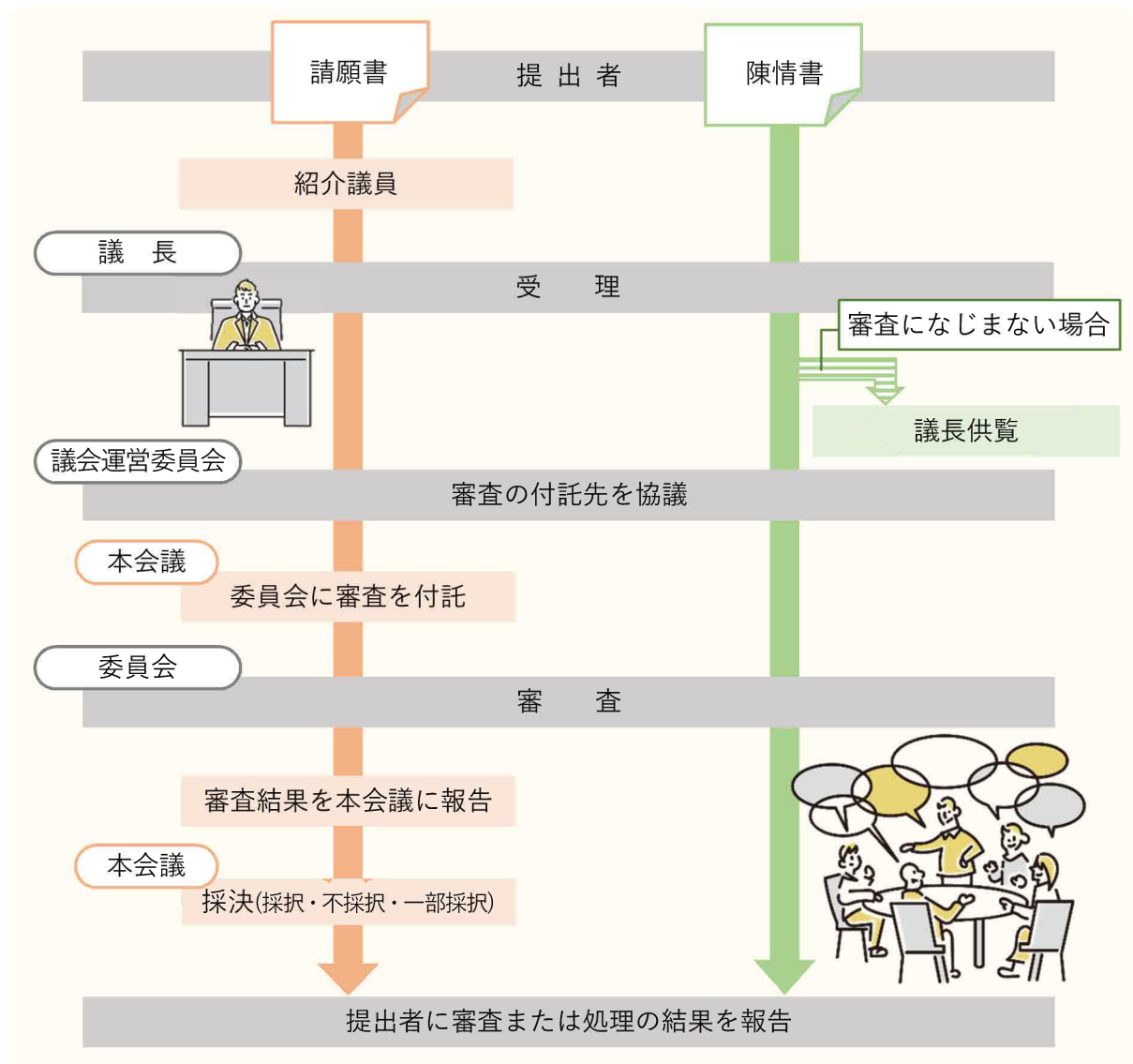


3 個人情報の取扱いについて

- 請願書や陳情書に記載された個人情報（住所のうち番地・電話番号・押印部分を除く。）は公開の場での審査に用いるほか、請願書や陳情書の内容などの問い合わせのために使用することがあります。
- 個人情報（住所のうち番地・電話番号・押印部分を除く。）が記載された請願書・陳情書の写しは、本会議や委員会で議員に配布されるとともに、報道関係者や傍聴者にも配布されます。
- 会議録や市議会のホームページにも掲載されます。

4 請願・陳情の流れ

請願または陳情の大まかな流れは次のとおりです。



(1) 請願

議長が請願書を受理した後、本会議で請願の審査を所管の委員会に付託します。付託された委員会は、審査を経て審査結果（採択・不採択・一部採択）を決定します。本会議では、委員会の審査結果の報告の後、最終的な議会としての結論を決定します。

結果は、提出者（複数の場合は代表者）へ郵送により通知します。

(2) 陳情

基本的に請願と同様に取り扱いますが、委員会での審査になじまない場合は議長供覧にとどめます。委員会に付託する場合には、審査を経て審査結果（採択・不採択・結論を得ず）を決定します。

結果は、提出者（複数の場合は代表者）へ郵送により通知します。

5 請願書・陳情書記載例

_____に関する請願（陳情）書	
[請願（陳情）の理由]	請願（陳情）の理由だけで願意が読み取れるよう、可能な限り具体的にお書きください。
_____ _____	
[請願（陳情）事項]	市議会への要望内容について可能な限り具体的にお書きください。 (例) ○○の意見書を国(県)に提出すること。 (例) ○○の設置の検討を市に求めること。
① _____	
② _____	
年 月 日	
芦屋市議会議長 _____ 宛	
個人で提出する場合	
請願（陳情）者	住 所 _____
	氏 名 _____ ※署名または記名押印
団体で提出する場合	
請願（陳情）者	住 所 _____
	団 体 名 _____
	代表者名 _____ ※署名または記名押印
紹介議員	請願の場合のみ必要です。 裏面の議員名簿を参考に直接ご相談ください。

- 請願書・陳情書はいずれもA4判（横書き）で、市議会事務局へご提出ください。
- 記載例は、芦屋市のホームページからダウンロードできます。

【トップページ⇒芦屋市議会⇒請願・陳情⇒記載事項・提出方法】

https://www.city.ashiya.lg.jp/shigi/seiganchinjou_sakusei.html



芦屋市議会議員 連絡先一覧

(令和7年4月1日現在)

氏 名 (50 音順)	会派名	住 所 (*は事務所)	電話番号
浅 海 洋 一 郎	日本維新の会		070-8435-3180
岩岡りょうすけ	あしや政風会	浜町 10 番 23 号*	050-3706-1338
大 原 裕 貴	日本維新の会		070-5502-4708
川 上 あ さ え	あしや政風会	南宮町 2-20*	050-3395-5027
川 島 あ ゆ み	日本共産党 芦屋市議会議員団	高浜町 9 番 2-1632 号	070-5037-9134
帰 山 和 也	公明党	朝日ヶ丘町 5 番 20-416 号	35-0900
たかおか 知子	会派に属さない議員		070-4332-6414
田 原 俊 彦	公明党		38-3340
寺 前 尊 文	至誠会		090-7104-7146
中 島 健 一	至誠会		22-3309
中 村 亮 介	会派に属さない議員	浜町 2 番 14 号ガール浜町 2F*	35-1340
西 崎 薫	至誠会		090-1026-2145
西村 まさと	公明党	南宮町 2 番 10-207 号	38-7979
橋 本 隆	日本維新の会		090-8885-6054
長 谷 基 弘	会派に属さない議員	潮見町 25 番 13 号	21-2204
原 な つ 子	あしや政風会		35-1639
平 野 貞 雄	日本共産党 芦屋市議会議員団	呉川町 5 番 5-104 号	22-0248
ひろせ 久美子	日本共産党 芦屋市議会議員団	春日町 18 番 5-201 号	090-1951-0724
福 井 利 道	あしや政風会	東芦屋町 13 番 11 号	75-6208
福 井 美 奈 子	あしや政風会	打出町 1 番 13 号ウインディ芦屋 101 号*	34-0240
山 口 み さ え	会派に属さない議員	親王塚町 1 番 4-103 号*	32-4095